

三川町新型インフルエンザ等対策行動計画

山形県三川町
平成26年6月30日

目 次

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 取り組みの経緯	1
(1) 国の取り組み	1
(2) 山形県の取り組み	2
(3) 三川町の取り組み	2

II. 総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	3
(1) 迅速かつ的確な情報の提供	3
(2) 関係機関との連携強化	3
(3) 基礎疾患を有する者等の重症化が懸念される対象への支援体制の整備	4
(4) 本町の特性に応じた対応	4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
(1) 基本的人権の尊重	4
(2) 危機管理としての特措法の性格	5
(3) 関係機関相互の連携協力の確保	5
(4) 記録の作成・保存	5
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	6
(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	7
5. 新型インフルエンザ等の発生段階について	8
6. 町行動計画の基本項目	9
(1) 実施体制	9
(2) 情報提供・共有	9
(3) まん延防止に関する措置	9

(4) 予防接種	9
(5) 医療	9
(6) 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置	9

7. 対策推進のための役割分担	10
(1) 国の役割	10
(2) 県・本町の役割	10
(3) 医療機関の役割	11
(4) 指定(地方)公共機関の役割	11
(5) 登録事業者の役割	11
(6) 一般の事業者の役割	11
(7) 町民の役割	11
(8) 各課等の主な役割等	12

Ⅲ. 各論

1. 実施体制	15
2. 情報提供・共有	16
3. まん延防止に関する措置	18
4. 予防接種	20
5. 医療	24
6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	26
○特定接種の対象となりうる業種・職務について	30

Ⅳ. 低病原性であることが判明した場合の対応

○用語解説	38
○新型インフルエンザ等対策に係る関係法令(抜粋)	41

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関（※1）、事業者等の責務等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）」が施行された。特措法は新型インフルエンザ等（※2）の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（※3）等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策（※4）の強化を図るものである。

2. 取り組みの経緯

（1）国の取り組み

国では、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人（※5）であり、死亡率は0.16（人口10万対）（※6）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等（※7）が得られた。病原性が季節性並

※1～※4 特措法第2条（定義）

※5 平成22年9月末時点でのもの

※6 各国の人口10万人対死亡率 日本:0.16 米国:3.96 カナダ:1.32 豪州:0.93 英国:0.76 仏国:0.51

但し、各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり一義的に比較対象とならないことに注意が必要

※7 新型インフルエンザ対策の検証結果は、平成22年6月、厚生労働省新型インフルエンザ対策総括会報告書として取りまとめられた。

みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年9月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

（2）山形県の取り組み

山形県では、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、平成18年12月と平成21年11月の2回の改定を経て、措置法の施行に伴い平成25年12月に「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。県行動計画は、山形県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもので全庁が一体となって取り組みを推進し、対策を実施するとされている。

（3）三川町の取り組み

三川町では、「政府行動計画」と「県行動計画」との整合性を保ちつつ、「三川町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定することとした。町行動計画は、本町における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すもので、関係する部署が町行動計画をもとにマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。また、町行動計画に基づき、全庁が一体となって取り組みを推進し、対策を実施することが必要である。

なお、町行動計画の対象とする感染症は（以下「新型インフルエンザ等」という。）は政府行動計画と同様に、以下のとおりである。

○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

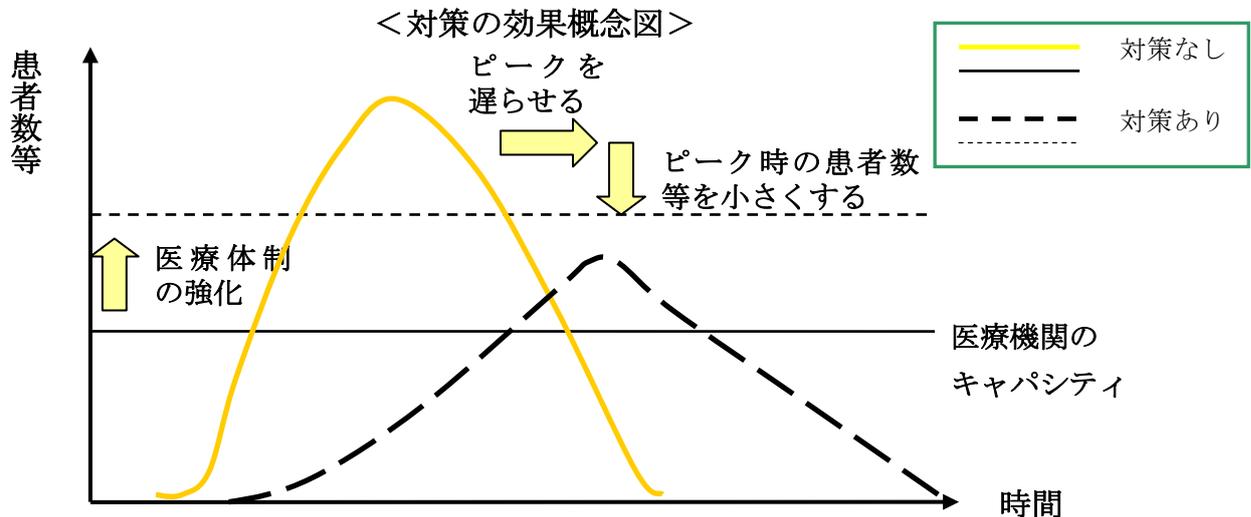
○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

町行動計画は、今後、国や県が行う行動計画の見直しや各種ガイドライン、マニュアル等の作成等により、必要に応じて変更を行うものとする。

Ⅱ. 総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本的方針

新型インフルエンザ等の発生時期は、正確に予知することが困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、地域経済や社会機能にも大きな影響を与えかねない。このため、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（受容力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町民生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国や県との連携はもとより、医療機関や事業者と十分に連携・協力を図りながら、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として対策を講じていく必要がある。



出典：政府行動計画

2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 迅速かつ的確な情報の提供

国内外での発生状況や感染防止の方法、発症した場合あるいは新型インフルエンザが疑わしい症状のある場合等の医療機関への問い合わせや受診方法について、分かりやすい方法で情報を伝え、注意を喚起する。

(2) 関係機関との連携強化

幼稚園・保育園、学校、事業所をはじめとして、集会や各種イベント等も含めて感染拡大の場所や機会が存在する。このため、うがい・手洗いの励行、マスク着用、咳エチケット等の感染拡大防止のための個人の行動に加えて、幼稚園・保育園、学校、事業所での取り組み

も重要である。また、医療機関相互あるいは医療機関や県との密接な連携を進めることも重要である。

(3) 基礎疾患を有する者等の重症化が懸念される対象への支援体制の整備

基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児、高齢者等の重症化が懸念される人への医療機関受診方法等の情報提供やワクチン接種による重症化の予防等の支援体制を整備する必要がある。特に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等にあっては、「三川町地域防災計画」に基づく「災害時要援護者避難支援プラン」における「要援護者台帳」を各町内会単位で整備しているところであり、また、町内会における「自助」「互助」「共助」「公助」により、自主防災組織、民生児童委員、町行政等の支援を強化し、情報の共有に努め、支援に不足が生じないように留意する。

(4) 本町の特性に応じた対応

本町は、庄内地方の中心に位置し、鶴岡市、酒田市、庄内町に隣接しており、庄内の交通の要衝となっている。このような特性から、交流人口が増加傾向にあるなか、国内での感染者発生後は、町内でも比較的早期に感染拡大が起きる可能性が高い。

このため、本町のまん延防止対策は、町内での感染者を把握して隔離する等のウイルスの封じ込め対策では大きな効果は期待できないこともあり、町民への新型インフルエンザ等の迅速かつ正確な情報提供及びうがい・手洗いの励行、マスクの早期着用、その他予防方法等の啓発が基本となる。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等（※8）、不要不急の外出の自粛要請（※9）、学校・興行場等の使用制限等の要請等（※10）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（※11）、緊急物資の運送等（※12）、特定物資の売渡しの要請等（※13）の実施に当たって、町民等の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。（※14）

※8 特措法第31条（医療等の実施の要請等）

※9 特措法第45条（感染を防止するための協力要請等）

※10 特措法第45条（感染を防止するための協力要請等）

※11 特措法第49条（土地等の使用）

※12 特措法第54条（緊急物資の輸送等）

※13 特措法第55条（物資の売渡しの要請等）

※14 特措法第5条（基本的人権の尊重）

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

三川町新型インフルエンザ等対策本部（※15）（以下「町対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、及び山形県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

三川町新型インフルエンザ等対策本部長（※16）（以下「町対策本部長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するうえで、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに、所要の総合調整を行う。（※17）

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

※15 特措法第34条（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

※16 三川町新型インフルエンザ等対策本部条例第2条（職務）

※17 特措法第24条（都道府県対策本部長の権限）

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本町の被害想定は、政府行動計画で1つの例として想定された被害想定を、人口比で按分することにより数値を算出した。ただし、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生のも時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であることに注意が必要である。

<人的被害の想定>

種別	対象	想定人数
総人口	国	1 2 7, 4 4 4, 9 7 8人 (H 2 5 / 1 / 1 確定値)
	山形県	1, 1 6 0, 0 0 0人 (H 2 2 / 1 0 / 1)
	三川町	7, 6 3 5人 (H 2 2 / 9 / 3 0)
医療機関を受診する り患者数 (※1)	国	約1 3, 0 0 0, 0 0 0人～2 5, 0 0 0, 0 0 0人
	山形県	約9 7, 0 0 0人～ 2 2 5, 0 0 0人
	三川町	約6 4 0人～ 1, 4 8 0人
入院患者数及び死亡 者数並びに1日当 たり最大入院患者数	山形県	入院患者数 約2, 7 0 0人～6, 8 0 0人 死亡者数 約7 0 0人～1, 7 0 0人 1日当たり最大入院患者数 約6 3 0人
	三川町	入院患者数 1 8人～4 5人 死亡者数 5人～1 2人 1日当たり最大入院患者数 4人

※ 国、山形県の想定人数は、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、米国疾病管理センターにより示された流行が8週間続くという仮定の推計モデルを適用し、予測された数値である。

※ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※ 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等が町内で発生した場合、事業所においては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。

また、物資の不足、物流の停滞等が予測され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

さらに、学校や幼保施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛により生活範囲が縮小するほか、食料品・生活必需品等の生活関連物資が不足することも予測される。したがって、個人のみならず事業所等も含めた社会全体が対策をたて、実施することにより健康被害を抑え、社会的影響をできる限り少なくすることが重要である。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の生活を維持できるよう、国、県、各事業者と事前に十分準備を行う。

5. 新型インフルエンザ等の発生段階について

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHO（世界保健機関）の新型インフルエンザにおける警戒フェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県が判断することとしている。

本町では、国及び県が定める発生段階に応じて、町行動計画で定められた新型インフルエンザ等対策を実施するものである。

なお、発生段階の期間は極めて短い可能性があり、また、必ずしも、発生段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

1 未発生期	
	新型インフルエンザ等が発生していない状態。
2 海外発生期	
	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
3 国内発生期	
	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態。
4 県内発生・感染拡大期	
	県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態。
5 まん延期	
	町内で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態。
6 小康期	
	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

6. 町行動計画の基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための具体的な対策について、以下の6項目に分ける。なお、各項目の対策については発生段階ごとに記載する。

(1) 実施体制

関係機関と連携をとりながら、発生した事態やその後に発生が予測される事態に適切に対応するための体制を整理する。

(2) 情報提供・共有

発生状況の把握及び対策を講じるために必要な情報を収集し、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、り患者や患者の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

(3) まん延防止に関する措置

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること等を目的とし、個人・地域・職場等におけるまん延防止対策を行う。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により新型インフルエンザの発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめることで、健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

(5) 医療

適切な医療の提供により、健康被害を最小とし、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

(6) 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

本人や家族のり患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあり、この影響を最小限とするよう、国、地方公共団体、医療機関、事業者等が連携して対策を講じる。

7. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（※18）

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（※19）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（※20）

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針（※21）を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県、本町の役割

県及び本町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が定める基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（※22）

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応が求められる。なお、県と各管内保健所は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣自治体と緊密な連携を図る。

【町指定管理者】

町の施設を管理運営する指定管理者は、感染拡大の防止を図るため、感染対策の実施等を積極的に行う。特に不特定多数の者が集まる事業が行われる時は、感染予防に十分配慮する。また、町対策本部の方針に基づき、利用者に対し、事業の縮小や自粛を積極的に求めることが必要である。

※18～※20 特措法第3条（国、地方公共団体の責務）

※21 特措法第18条（基本的対処方針）

※22 特措法第3条（国、地方公共団体等の責務）

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。(※23)

医療機関は、事業継続計画を作成し、それに基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。(※24)

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。(※25)

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。(※26)

(7) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

※23 特措法第47条(医療等の確保)

※24 特措法第3条(国、地方公共団体等の責務)

※25 ※26 特措法第4条第1項及び第2項(事業者及び国民の責務)

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。（※27）

（8）各課等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各課等が連携をとりながら、三川町地域防災計画に準じた全庁的な取り組みを行う。

各課等に共通する役割及び各課等の主な役割については以下のとおりとする。

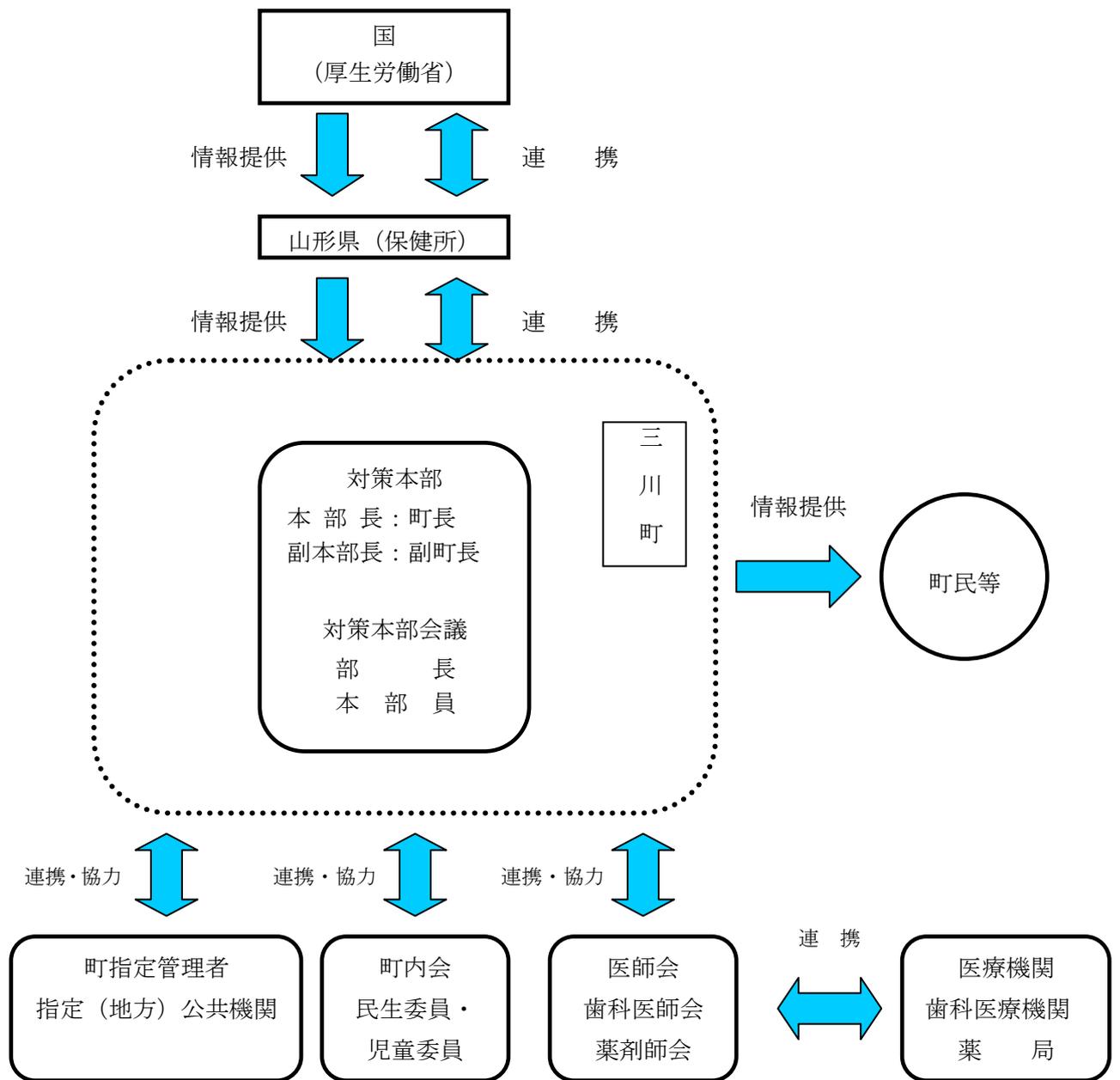
各課等に共通する役割	
1	町対策本部から所管する事務として命じられる事務の実施に関する事。
2	所属する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関する事。
3	県内発生・感染拡大期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事。
4	県内発生・感染拡大期等における町の業務の維持継続に関する事。
5	関係機関との連携・調整に関する事。
6	新型インフルエンザ等に関する財政措置に関する事。
7	各課等間の応援（職員・車両等）に関する事。
8	その他町対策本部長の指示する事項に関する事。

課等の名称	各課等の主な役割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関する事。 ・ 町対策本部の設置及び運営に関する事。 ・ 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制の確認、実施準備に関する事。 ・ 各課等間の総合調整及び統制に関する事。 ・ 諸団体（自主防災組織、町民団体、町内会）への協力要請に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集に関する事。 ・ 職員の健康管理及び感染対策に関する事。 ・ 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関する事。 ・ 職員の勤務体制に関する事。
企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連情報の広報に関する事。 ・ 関連情報の発表に関わる総合調整に関する事。
町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍町民への対応に関する事。 ・ 遺体の安置所の監視・運営に関する事。 ・ 埋火葬の許可に関する事。

※27 特措法第4条第1項（事業者及び国民の責務）

課等の名称	各課等の主な役割
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・家きん飼養者からの異常家きんの早期発見・早期通報の徹底に関する事。 ・家きん等の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる家きん等への検査等への協力及び処分等に関する事。 ・事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関する事。 ・企業活動の縮小要請に関する事。
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態発生の通報及び受理及び伝達に関する事。 ・保健所との連携に関する事。 ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関する事。 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関する事。 ・新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関する事。 ・食料品及び生活必需品の安定供給に関する事。 ・介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供に関する事。 ・介護保険施設等及び福祉施設でのインフルエンザ患者の発生を把握する事。 ・感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関する事。 ・特定接種、住民接種に関する事。 ・要援護者等の支援に関する事。 ・福祉サービスの継続利用に関する事。 ・遺体の安置所の開設、及び遺体の検死、処置、埋火葬に関する事。
建設環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関する事。 ・廃棄物（ごみ・し尿）の収集、運搬に関する事。 ・資源の使用抑制、ごみの排出規制に関する事。 ・電気、ガス、水道等のライフライン事業者による業務継続を要請する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保施設、小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供、感染対策に関する事。 ・幼保施設、小中学校でのインフルエンザ患者の集団的発生の把握に関する事。 ・幼保施設、小中学校の臨時休園、休校に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等との連絡調整に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策に関する事。
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興課の役割との連携協力を図る。

<関係機関との協力体制>



Ⅲ. 各論

1. 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、町は県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議等の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、一体となった取り組みを推進する。

発生段階	対策等	
未発生期	<p>①町行動計画等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。 <p>②国・地方公共団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練（※28）を実施する。 	
海外発生期	<p>①体制強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「政府対策本部」、「県対策本部」を設置した場合には、速やかに「町対策本部」の設置準備を進める。国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。 	
国内発生早期	<p>①対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で初めて患者が発生した場合は、直ちに感染拡大をできるだけ抑制するための施策を関係機関と協議して、当面実施する具体的な対策を決定する。 ・緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の町対策本部を設置することができる。 	
県内発生 ・ 感染拡大期	緊急事態宣言がされている場合の措置	<p>①対策本部の設置（※29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
まん延期	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の患者状況を迅速に把握して、町内が感染期に入ったと判断した場合は、国及び県から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。 	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	<p>①対策本部の設置（※29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、県対策本部等と連携を緊密にし、対策の基本方針を決定する。

※28 特措法第12条（訓練）

※29 特措法第34条（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

小康期	①町対策本部の廃止 ・国の緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	①町対策本部の廃止 ・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

2. 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に正しく行動してもらううえで必要である。特に幼児、児童及び生徒等に対しては、学校で集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉課や教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、町は、住民に最も近い行政単位であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、町民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

発生段階	対策等
未発生期	<p>①体制整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等の発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努め、関係課間での情報共有を図る。 ・新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて専用の相談窓口等を健康福祉課に設置する準備を進める。 ・学校等については、感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉課と教育委員会が連携して情報を共有する。 ・国、県、関係機関との情報共有を行うこととし、必要に応じて訓練を実施する。 ・新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。
海外発生期	<p>①相談窓口等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる専用の相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。また、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。 <p>②情報提供方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への迅速な情報提供に努める。(※30) ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の方に対し、それぞれに応じた情報提供手段を講じる。 ・ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を地域に提供する。

※30 特措法第13条（知識の普及等）

国内発生早期 県内発生 ・ 感染拡大期	<p>①相談窓口等の体制充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請に基づいて、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。 <p>②情報提供方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県との情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行う。
	<p>※発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。</p> <p>※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することが重要なことは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、住民の生命、ひいては住民生活・地域経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。</p>
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。
まん延期	<p>①相談窓口等の体制充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県が発信する情報を入手し、引き続き住民への情報提供に努める。さらに、町内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 <p>②情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の関係機関・団体に対する情報提供を引き続き行う。
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。
小康期	<p>①相談窓口等の体制の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口等の体制を縮小する。 <p>②流行の終息及び再燃への注意を周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、ホームページ等で、国内、県内及び町内の発生状況、流行が終息に向かっていること、引き続き流行の再燃に備えて十分に注意すること等を周知する。
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

3. まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

発生段階	対策等
未発生期	<p>①感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について広く町民に周知する。 <p>②地域対策・学校・職場対策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時に実施する個人の対策のほか、学校・職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。 <p>③防疫措置、疫学調査等についての連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県やその他関係機関との連携を強化する。
海外発生期	<p>①感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
国内発生早期 ・ 県内発生 ・ 感染拡大期	<p>①感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、引き続きマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、可能な限り、外出及び旅行等を控えるよう周知する。 <p>②集会等の延期の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する集会等の延期又は中止について検討する。 <p>③まん延防止対策物品等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄を進める。
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

まん延期	<p>①感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、マスク着用、咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の徹底を周知する。また、可能な限り、外出及び旅行等を控えるよう周知する。 <p>②集会等の延期の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する集会等の延期又は中止について検討する。 <p>③生活支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に基づき、速やかに必要な生活支援（見回り、介護、訪問介護、食糧提供等）を行う。 	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、個人における対策（マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等）の基本的な感染対策の普及を図っていく。 	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

4. 予防接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

発生段階	対策等
未発生期	<p>①特定接種の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種のことであり、特措法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。 ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体として接種を実施する。 <p>②特定接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。また、特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。 <p>③住民接種（※31）の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体である町が接種を実施する住民接種の対象者は、在留外国人を含む全住民であり、町の区域内に居住する者を原則とする。 また、上記以外にも住民接種の対象者としては、入院中の患者等も考えられる。 <p>④住民接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町に居住する者に対して速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ他市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。 ・町は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
海外発生期	<p>①特定接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国と連携し（※32）、本町職員等の対象者に対して、集団的な接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（※33） <p>②特定接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

※31 特措法第46条（住民に対する予防接種）

※32 特措法第31条（医療の実施の要請等）

※33 特措法第28条（特定接種）

<p>国内発生早期</p> <p>県内発生</p> <p>・</p> <p>感染拡大期</p>	<p>①住民接種の実施</p> <p>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。</p> <p>(以下の項目については、①緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」又は②緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種、両方の留意点について記載してある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、接種の実施に当たり、国及び山形県と連携して、保健所、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内居住者を対象に集団的接種を行う。 ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。 ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。 <p>②住民接種の広報・相談</p> <p>町は、予防接種の実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町はワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。 <p>③住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から指示があった場合は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。
<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>①住民に対する予防接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、住民に対する予防接種について、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 <p>②住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。 <ul style="list-style-type: none"> a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。 b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られて

		<p>いる。</p> <p>c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。</p> <p>d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。</p> <p>・これらを踏まえ、広報に当たって、町は、次のような点に留意する。</p> <p>a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。</p> <p>b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。</p> <p>c. 接種の時期、方法など、一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。</p> <p>・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の連絡先の周知を行う。</p>
まん延期	<p>①住民接種の実施</p> <p>・町は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p>・住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。</p> <p>②住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <p>・国から指示があった場合は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>	
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>①住民接種の実施</p> <p>・町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> <p>・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。</p> <p>・住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。</p>
小康期	<p>①住民接種の実施</p> <p>・町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。</p> <p>・住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。</p> <p>②住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <p>・国から指示があった場合は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>	

<p>緊急事態宣言 がされている 場合の措置</p>	<p>①住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。 ・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 ・住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。
------------------------------------	---

(参考)

住民接種対象者及び接種順位の考え方

住民接種対象者は以下の4群に分類することを基本とする。
(接種順位は政府行動計画において決定される。)

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

イ 小児：1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

ウ 成人・若年層

エ 高齢者：65歳以上の者で、ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群。

5. 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供することが重要である。

発生段階	対策等	
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 県が行なう、発生に備えた地域医療体制の整備（帰国者・接触者外来、入院病床、新型インフルエンザ等の診療を行わない医療機関の設定、臨時の患者収容施設、一般医療機関における院内感染対策）、医療スタッフ確保・予防対策、患者移送体制整備、抗インフルエンザウイルス薬、医療器材の備蓄について、要請があった場合は協力する。また、帰国者・接触者外来については、発生のパーク時、概ね市町村1箇所以上の設置が必要とされることから未発生期から検討、準備を行う。 	
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> 県が主体となる医療体制の整備、患者の搬送体制整備、臨時の患者収容施設、抗インフルエンザウイルス薬、医療器材の安定供給等について、要請があった場合に協力する。 	
国内発生早期 県内発生	<ul style="list-style-type: none"> 県が主体となる医療体制の整備（帰国者・接触者外来等の継続・拡充、医師会・医療機関等への協力要請、患者等への対応、確定診断のための検査体制）、医療スタッフの確保・予防対策、患者の移送・搬送体制整備、抗インフルエンザウイルス薬、医療器材の安定供給等について、要請があった場合に協力する。 	
感染拡大期	緊急事態宣言がされている場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。

まん延期	<p>①医療体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が主体となる医療体制の整備（医師会・医療機関等への協力要請、患者等への対応）、医療スタッフの確保・予防対策、患者の移送・搬送体制整備、抗インフルエンザウイルス薬、医療器材の安定供給等について、要請があった場合に協力する。 ・町は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。 <p>②在宅で療養する患者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 	
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行う。
小康期	<p>①通常の医療体制による受診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力する。 	

6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

発生段階	対策等
未発生期	<p>①要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、県内発生期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国の要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。 町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民を支援する責務を有することから、町民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。 <p>②火葬能力等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、町域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。 また、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。 <p>③物資及び資材の備蓄等（※34）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。
海外発生期	<p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。

※34 特措法第10条（物資及び資材の備蓄等）

<p>国内発生早期</p> <p>県内発生 ・ 感染拡大期</p>	<p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、県と連携して、確保した手袋、マスク、非透過性納体袋等を、町域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。 ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。 <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。</p> <p>①水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため、鶴岡市水道部と調整のうえ、必要な措置を講ずる。 <p>②生活関連物資等の価格の安定等（※35）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
<p>まん延期</p>	<p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ・町は県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- ・町は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。

緊急事態宣言がされている場合の措置

県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。

①水の安定供給

- ・国内発生早期の項を参照

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

③遺体の火葬・安置

- ・町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を国から県を通じ行われた際には、対応する。

④要援護者対策

- ・町は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

小康期	①要援護者対策 ・町は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	①新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 ・町は、県と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を適宜縮小・中止する

特定接種の対象となりうる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

参考：山形県新型インフルエンザ等対策行動計画

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業（通所、短期入所を除く）、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
医薬品・化粧品 等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な医療 用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な医療 用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な医療 機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な医療 機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発 生時における必要なガス の安定的・適切な供給	経済産業省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な旅客 運送及び緊急物資の航空 機による運送確保のため の空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な旅客 運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な緊急 物資（特措法施行令第14 条で定める医薬品、食品、 医療機器その他衛生用 品、燃料をいう。以下同 じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な通信 の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な旅客 運送及び緊急物資の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給（缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省
廃棄物処理業	B-5	一般廃棄物処理業	一般廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県・市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	

救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫 支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して 対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

IV 低病原性であることが判明した場合の対応

本行動計画は、高病原性の鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（A/H5N1）を念頭に置いている。しかしながら、2009年4月、北米に端を発した豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、人に免疫がないため感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴（低病原性）を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なっていた。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されるので、病原性が低いことが判明していない限り、基本的には高病原性に準拠した対策を実施する。

低病原性と判明した場合は、医療体制や学校・保育施設等の臨時休業をはじめとする感染防止対策・社会対応については、実情に応じて下記のように柔軟に対応する必要がある。

なお、実際の対策においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性の高さ、潜伏期などの科学的知見に基づき、国が基本的対処方針等を通じて具体的な指針を示すので、その内容を踏まえて対応する。

【用語解説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（平成25年12月現在：県立中央病院）

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（平成25年12月現在：県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、（独）日本海総合病院）

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

【新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）】

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等対策 第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- (4) 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 - ア 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
 - イ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
 - ウ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
 - エ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- (5) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- (6) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会

その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

- (7) 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

- 第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（事業者及び国民の責務）

- 第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

イ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、

その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(訓練)

- 第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 指定行政機関の長等は、第1項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

- 第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(基本的対処方針)

- 第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
 - (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
 - (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
- 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(都道府県対策本部長の権限)

- 第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努めなければならない。

ザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第33条第2項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（特定接種）

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4

項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第31条において「特定接種」という。)及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法(第12条第2項、第26条及び第27条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第8条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法(第26条及び第27条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法(第26条及び第27条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、

及びこれを国会に報告するものとする。

- 4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（感染を防止するための協力要請等）

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅

滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第26条及び第27条の規定は、適用しない。

5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(医療等の確保)

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第12条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第13条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

- 第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。
- 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
 - 3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
 - 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第77条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。
 - 5 医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
 - 6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第7条第1項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第2項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（6月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。
 - 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

(土地等の使用)

第49条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第72条第1項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めるときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

（緊急物資の運送等）

第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第3項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

（物資の売渡しの要請等）

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第59条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年4月12日政令第122号）

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第11条 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。

- (1) 学校（第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- (4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (5) 集会場又は公会堂
- (6) 展示場
- (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- (8) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- (9) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

- (10) 博物館、美術館又は図書館
 - (11) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - (12) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (13) 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - (14) 第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第14号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）

（臨時に行う予防接種）

- 第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。
- 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）

（公益上の理由による裁量的開示）

- 第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○三川町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年6月11日条例第21号）

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定により、三川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

- 第2条 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

（職員）

- 第3条 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 2 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

- 第4条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

- 第5条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（庶務）

第6条 対策本部の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。